

論 說

家忠日記の原本について

岩 沢 愿 彦

は し が き

『家忠日記』は、徳川氏の族党三河深溝松平氏の松平家忠の日記である。家忠は松平伊忠の長男として弘治元年に生まれ、天正三年父伊忠戦死のち家を嗣いで深溝城に抛った。^(註一)そして天正十八年八月、徳川家康の関東移封に際し、まづ武蔵忍城に移り、文禄元年二月下総香取郡上代、同三年同郡小美川城に移った。^(註二)ついで慶長四年選ばれて伏見城の守備に任じ、翌五年七月、小早川秀秋等の攻撃を受けて城と運命をともした。^(註三)

家忠日記は彼の日次記であって、現在、天正五年十月から文禄三年九月頃に至る十八年間の部分が残されてゐる。この期間は彼の二十三才から四十六才に及ぶ、深溝・忍・上代・小美川在城の時代に当り、武將としての活躍時代がほぼ尽されてゐると考へてよい。そしてこの時代はまた、徳川家康が織田信長と連繫しつつ三河・遠江に抛り、武田・北条両氏と対抗してゐた時代から、豊臣秀吉に服属し駿・遠・参・甲四か国、やがて関東八か国の支配者となり、また中央においては秀吉につぐ実力者として、その地歩を次第に固めるに至った時代にあたる。したがってこの日記は、家忠及び家康のみならず、広く織田・豊臣時代に関する根本的な史料であり、また『上井賞兼日記』・『駒井日記』・『大和田重清日記』・『梅津政景日記』等数少しい武家日記の一つと

して貴重な文化的価値を持つてゐる。しかも収載年次が、他の武家日記よりは古い時代にまで遡り、また武士の日常生活に触れる記事も多い上に、料紙の余白に略画を残してゐる点など、他の武家日記には類のないすぐれた特色を持つてゐる。

この日記が家忠の死後散佚を免れたのは、肥前島原藩主で学問に深い理解のあつた松平忠房^(家忠の孫)の努力によるが、爾来その史料的价值は高く評価され、庶子家の松平忠冬がこれに基いて「家忠日記増補追加」を選述したのをはじめ、徳川義直も「神君御年譜」の編纂に資したといふ。明治時代以降も早くから学界の注目を受け、明治二十三年には史学雑誌に其史料的价值が紹介され、同三十年文科大学史誌叢書の一として覆刻刊行された。日記の原本は家忠の後裔肥前島原藩主松平家の秘蔵にかかり、文化元年二月、徳川家斉の上覧に供せられた。この時、復本が府庫に納まり、原本は「珍敷品ニ候間大切にいたし可差置」との内意をもって藩主松平忠馮に返却されたが、爾来この内意に随ひ一層秘蔵されたことであらう。史誌叢書刊行当時、原本は全く門外不出であつて、人目に触れる機会はなかつたといはれてゐる。したがって史誌叢書本の刊行後は、専らこの覆刻本が用ひられ、原本に遡つて検討し利用することはなかつた。しかるに今回史料編纂所で、現蔵者松平千代子氏から原本の借用を許され、原本について親し

(註一二)
 く調査検討する機会に恵まれた。筆者は幸いにもその調査に参加することができ、二・三の知見を加へたので、ここにその概要を報告することとする。

註一、肥前島原松平家譜乾

註二、家忠日記、肥前島原松平家譜乾

註三、義演准后日記五慶長五年八月、家忠日記増補追加一 発題

註四、家忠日記の末尾は断簡であつて、日付と記事とを具備してゐない。これを具備してゐる最終記事は文禄三年九月二十二日及び二十三日(日付を欠き干支のみ)である。

註五、日下寛氏「家忠日記考」(『史学雑誌』一の十二) 参照

註六、『家忠日記増補追加』二十五松平忠房跋

註七、『家忠日記増補追加』一向陽軒林恕序

註八、註五同

註九、肥前島原松平家譜坤

註一〇、家忠日記格納箱附収文書、享和四年二月十日口達覚

註一一、史誌叢書本『家忠日記』一、緒言

註一二、昭和三十九年二月、本所助教教授田中健夫氏が長崎県下史料蒐集の際、本所近世史料部長教授伊東多三郎氏の依頼により、島原公民館図書部「肥前島原松平文庫」につき「家忠日記」を調査し、原本が松平千代子氏の襲蔵にかかるところを確認した。よつて同年八月、伊東・田中・岩沢が東京都港区麻生霞町の松平邸(現住所渋谷区神宮前一の〇の九種田フラット)に出張し、日記原本並びに写本、及び文書記録等を採訪借用したのである。借用史料の概要を掲げると左の如くである。

- 一、家忠日記自筆本 一冊
- 一、同 写本 七冊
- 一、同 写本 七冊
- 一、徳川元康安堵状五月九日附 一通
- 一、徳川家康自筆金子請取状 文二十一月拾五日附 一通
- 一、徳川家康書状十二月二十六日附 一通

- 一、徳川家康朱印状十二月四日附 一通
- 一、伏見普請法度文禄三年一月五日附 一通
- 一、徳川秀忠書状八月二十二日附 一通
- 一、徳川秀忠御内書八月五日附 一通
- 一、徳川秀忠御内書極月廿五日附 一通
- 一、徳川秀忠御内書十二月七日附 一通
- 一、台徳様(家光カ)鑑黒印寛永元年五月二日附 一枚
- 一、台徳院様・大猷院様鑑朱印 一枚
- 一、徳川家光御内書十二月廿四日附 一通
- 一、徳川家光御内書五月三日附 一通
- 一、深溝松平家譜 三冊
- 一、島原大概様子書其他記録 十二冊

原本の形状

家忠日記の原本は、明治三十年九月覆刻当時、原本ハ横綴の小本にして厚さ四五寸に及び蒼然たる古色を帯ふ巻數なく首尾とも殘闕して完からず間亦文字の闕佚摩滅蠹蝕等ありて讀へからざる者少からず(註一)

(次頁写) 即ち杉原紙と思はれるやや薄手の紙を横長に上下に半截し、その一片を更に横に袋綴用に折つた料紙を一括して綴ぢ込んだ横長帳であつて、表紙を有しない。横折りにした料紙の寸法は、縦約一三・三cm、横約一九・五cm(全紙、縦六cm、横約三九・〇cm)乃至縦約一三・七cm、横約一八・四cm(全紙縦約二七・四cm、横約三六・八cm)等不揃ひが認められ、現在約四一七枚程を存するものごとくである(註二)。

そしてこの原本は桐箱に収められ、その写本二部を収めた桐箱と共に更に外覆箱に収納の上保存されてゐる。

闕佚・摩滅・蠹蝕の状態は、特に首部と末尾とにおいて甚しいが、

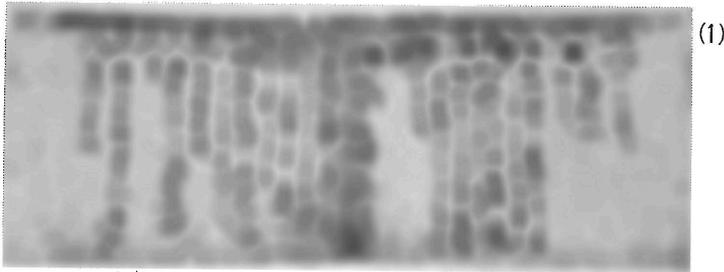
不明である。その九年後に原本が覆刻された際には一冊であること明らかであるから、その九年のうちに一冊本の形態となったものか否か、其間の事情もまた明かではない。因に原本と共に松平家に所蔵されてゐる写本二部はともに七冊である。なほ本所では、今回の調査に際し、松平家の希望によって料紙に裏打を施し、便宜七冊に分冊した。これは保存又閲覧の便宜上江戸時代写本の形状に倣ったもので、本日記原本の伝来上の沿革に基くものではない。

料紙

さきに述べたやうに、家忠日記の料紙には、縦・横の寸法に大小があるが、家忠はこれらの用紙を上下二枚に截断し、その一片を更に横に袋綴用に折って料紙としてゐる(写真¹)。しかるに今回全料紙を調査した結果、第一一丁から一七九丁に至る二九枚(天正十二年三月十四日(日)同十三年八月三日(日)の記事)だけが料紙の作り方を異にしてゐることがわかつた。即ち用紙を縦に左右二枚に截り、その各片を更に上下二つ折りにして料紙としたもので、その寸法は、縦約一三・五cm、横約一八・七cm(全紙縦二七・〇cm)と縦約一三・三cm、横約一九・五cm(全紙縦約二六・六cm、横約三九・〇cm)である。

(写真²)。この寸法は他の料紙とやや異なるやうであるが、紙質はほぼ同系統の紙と考へてよいやうである。

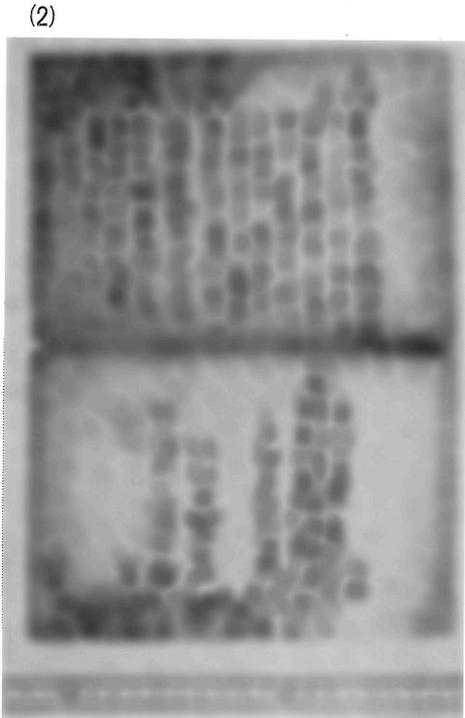
さてこの豎紙の部分が二十九枚あるといふことは、全紙十五枚を両截し、内一



(1)

枚を逸して料紙としたものか、或は十四枚を両截し、さらに他の半截紙一枚を補つたものか、いづれかであらう。ここに特に十四枚といふのは、この豎紙の部分の最後の一枚が、縦一三・三cm、横一九・五cm(全紙縦二六・六cm)で、前の紙とは横一・六cm、縦〇・四cm寸法を異にするからである。しかもこの半截紙の前葉にあたる一七八丁裏には甚しい汚損が認められ、或はここに保存の際の一応の切れ目があったのかとも疑はれるのである。

ところで、当時の紙には五十・四十八・四十五・四十・三十枚を一帖とする例があり、概ね五十枚から四十枚の間を以て一帖とする例が多く、甲斐の藁檀紙は一四枚一帖の仕立であつたらしいと言はれてゐる(註一)。三河地方通用の紙が一帖何枚であつたのか現在明かではないが、当時の一般的事例と大差がなかつたとすれば、十四・五枚といふのは、ほぼ一帖の三分の一程度に当る。したがつてこの豎紙の部分は、杉原紙の約三分の一帖程度を両截する際、横に截るべきものを誤つて縦に半截してしまつたために起つた現象ではなからうかと考へられ



(2)

る。そしてもしこの推測に誤りがないならば、家忠は、用紙をこの程度づつ纏めて半截し、これを仮綴(註一)にして日記の料紙とし、後にそれを順次合綴して保存したのではなからうかといふ推測を可能にする。またこの堅紙の部分の記事は、天正十二年三月十四日に始り、天正十三年八月三日に終る。即ち前半は小牧長久手戦の最中であり、家忠は尾張に出陣して戦鬪に従つてゐた。したがって戦時忙々の間であるが故に料紙の調製法を誤り、また比較的小紙数を単位としたものであらうとも想像されるのである。家忠の如き当時の武將は、常に戦陣・城番・普請等の軍役を履行する機会が多いのであるから、常時日記を携帯するためにはなるべく小紙数であるのが便利だったであらう。要するに家忠日記は、一か年或は数か年分の料紙を予め用意し、これを一括合綴したものの上に記入されたといふよりは、むしろ三分の一帖程度の紙を兩截した料紙を仮綴(註一)にして用ひ、後に其等を順次合綴して保存したものの如く推測される。しかし其等の合綴分が何分冊となつて保存されたのかといふ点については全く不明である。松平忠房が整理の際「干戈之暇作日記、積年累日有數十卷」と称してゐることをそのまま肯定すれば、相当の冊数に上つてゐたやうに思はれるが、その具体的形状は明かにしがたい。

註一、小野晃嗣氏『日本産業発達史の研究』所収「中世における製紙業と紙商業」

註二、現在の綴穴は紙の奥端上下に設けられてゐるが、料紙を点検すると、

この綴穴の周辺に更に数個の綴穴を有する料紙が少からず存在する。その綴穴の数は上下とも不定であるが、その位置は概ね一個所に集中し、著しくかけ離れた部位に散在する例はみられない。これは本日記が二回以上綴ち直はされたことを示してゐるのと同時に、それらの各綴ち方が全く異つた形式ではなかつたことを示すであらう。いまだ日記の記事の最終行を点検してもこの綴穴の部分で終つてゐる料紙が大部分である。もっともこの綴穴を越えて更に奥端に、或は綴穴の部位に

記事を有する料紙もないわけではない(天正十九年正月七日条、同四月六日条・同十一月二十一日条、天正二十年二月十九日・同三月四日条)。これらは執筆時において別個の綴ち方が行はれ、合綴の際の綴ち代を残す用意に欠けてゐたためとも想像されるが事例が乏しいので多くを推測しがたい。また現在の綴穴の更に奥端に上下各一個、或は中央部に一個綴穴の痕跡かと疑はれる穴を有する料紙も存在するが、其がはたして綴穴か否かはなほ検討の余地がある。

註三、料紙の摩損、汚損の部分について検討すると、

- (1) 第一〇丁表と一一丁裏(この料紙二枚)
 - (2) 第一五丁表と一五五丁裏(五枚)
 - (3) 第一五六丁表と一六六丁裏(一枚)
 - (4) 第一六七丁表と一七八丁裏(一枚)
 - (5) 第二一七丁裏と二五九丁裏(四二枚)
 - (6) 第二八四丁裏と三五〇丁裏(六六枚)
- の部分において特に甚しい。この原因は一概には推測し難いが、(2)のやうに料紙が連続してをり、しかも堅紙の部分に該当する所は、或は記載時点の料紙の形状即ち仮綴の状態を反映するものではないかとも想像される。もし然りとすれば、出陣など特殊の場合において、五枚—十二枚程度に細分して携帯し、これに記入されたものと想像することができやう。

記載形式

家忠日記の天正五年から文祿三年に至る記事のうち、料紙を改めて年頭の記事を書き入してゐる部分は、天正六年、同十年、文祿二年の三か年のみであつて、他の年は全て料紙の途中から前年の記事に連続して書き継いでゐる。特に天正八年のごときは紙の最終行に書かれ、同二十年は同じく二行目から書き起されてゐる。これらは、年ごとに料紙を改めるといふ一貫した計画がなかつたことの証左となる。また天正六・十、文祿二年の各間隔は四年と十一年であるから計画的に数か

年を合せて料紙を改めてゐるとも考へ難い。おそらくこれらの事例は、前年の記事の關係上、年頭の記事が料紙の初めに相当したまでであつて、日記主の特定の意志を示すものではないであらう。

次に月朔が料紙の初めに該当する部分は、

- (1) 天正七年六月 (7) 天正十五年五月
- (2) 天正九年十月 (8) 天正十八年六月
- (3) 天正十年三月 (9) 天正十八年七月
- (4) 天正十三年九月 (10) 天正十八年八月
- (5) 天正十三年十一月 (11) 文祿二年十月
- (6) 天正十四年七月

の一例であつて、月毎に料紙を改めやうとしてゐる痕跡を認め難い。したがつてこの日記は、年頭或は月朔に料紙を改めるといふ方針を持たず、日を追い順次連続して書き継ぐ方法を採用したものと考へられる。

さてこの日記の料紙一丁の表裏に記入された日数は、六日〱九日程度が最も多い。しかしまま表裏各十日、表裏各十一日、表十一日・裏十日、表十二日・裏十一日といふ事例があり、逆に表十日・裏九日、表一日・裏六日、表八日・裏二日、表八日・裏一日、表裏各一日、表二日・裏十日、表九日・裏三日、表六日・裏二日、表一日・裏六日等々の事例もあつて必しも一定してゐない。おそらく家忠は、料紙一丁の表裏に概ね六日〱九日程度の日数を記入しながらも、必しもその日数に固執せず、その時の記事の多少に従つて自由に記入したものであらう。けれども料紙の寸法からいつて六日〱九日程度が標準とされたらしく、行間や上部・下部の余白に多量の書き入れを有する部分があり、それらの中には後日の書き入れとは断定しがたい部分がある。そこで紙幅と行数との關係上、各記事の本文或は書き入れの記事は互に近接する結果となる。特に料紙二枚にわたつて記事や書き入れが存す

る場合には、其等各記事の繋日判定に苦しむ場合が少くない。また家忠自身の記載法が極めて曖昧であるために繋日が明かでない場合も存在する。そしてこれがこの日記の解読を困難にする条件上の一特徴となつてゐる。

- 註一、一一五丁・二〇〇丁・二二二丁・一五八丁・一六一丁・一七七丁・一九四丁・二一八丁・二二二丁・二四五丁
- 註二、二六八丁
- 註三、一四二丁・一八二丁
- 註四、二三九丁・二六七丁
- 註五、一八六丁
- 註六、一九七丁
- 註七、一一二丁
- 註八、二二〇丁
- 註九、二四三丁
- 註一〇、二四四丁
- 註一一、二八二丁
- 註一二、三七六丁
- 註一三、一九七丁
- 註一四、たとへば天正十年六月四日条・文祿二年三月十六日条などがその事例となる。次頁の写真(1)は天正十年六月四日条。即ち料紙の奥端に相当余白を残してゐるが、この部分は既に紙の綴目近くなつてゐるために、行間上部に書き入れをしてゐる。行間の「御父子」明知別心也」は墨色同じく、且本文「信長云々」の説明であるから、本文と同時の書き入れである。また上部の書き入れは一筆であり、初齣の記事を後日の追記とみるのも不自然である。おそらく本文に続けて、損害を受けた人数を上部に書き、然る後初齣の記事を日付の横に記入したものであらう。

註一五、天正六年十月二十八日〱晦日条

天正六年十二月一日〱二日条

(1)



天正七年六月二十四日～二十五日条
 天正八年四月十二日～十三日条
 天正八年九月十四日～十五日条
 天正十一年三月二十五日～二十六日条

天正十二年十二月二十五日～二十六日条
 天正十四年四月十九日～二十二日条(写真(2)↓(3)参照)。十九日条上部書き入れの(一)長沢普請、(二)旭姫との祝言に關する家康の意見、(三)雨降、の各記事が本文とどのやうに接続するのか、特に(一)と(三)の記事の前後については問題があらう。また廿一日条では、上部の「雨降」の繋日が紛らはしく、廿二日条では、行間書き入れの「濱松へ當郡普請そんじ候事申こし候」と上部の「勘左所ニふる舞候」との接続の前後に問題があらう。

天正十六年九月四日～六日条
 天正十七年二月七日～八日条
 天正二十年二月一日～三日条
 天正二十年六月二十八日～二十九日条
 文祿二年十一月十七日～十八日条(写真(4)参照)。十七日条記事の終行が十八日条の下にまでくいこんでゐるので誤解を招きやすく、唐突に見ると、十八日の記事のやうにみえる。

註一六、天正七年八月十二日～十三日条(写真(5)参照)

天正十年四月二十日条下部記事(写真(6)参照)

天正十四年四月一日条寛書

同年四月十二日条下部記事(写真(7)参照)

同年四月二十一日～二十二日条

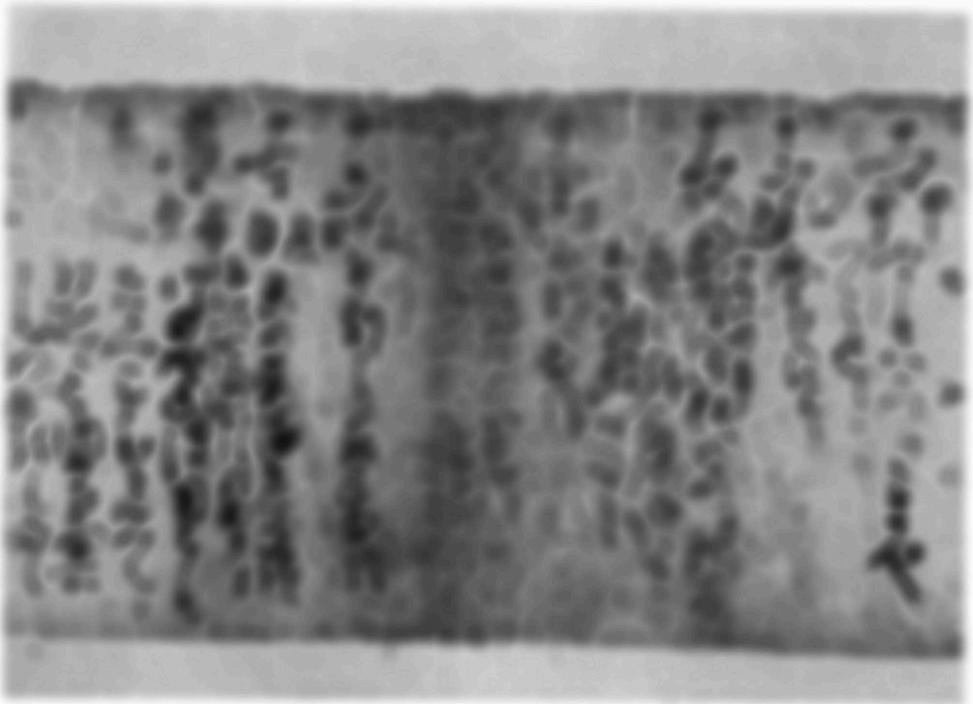
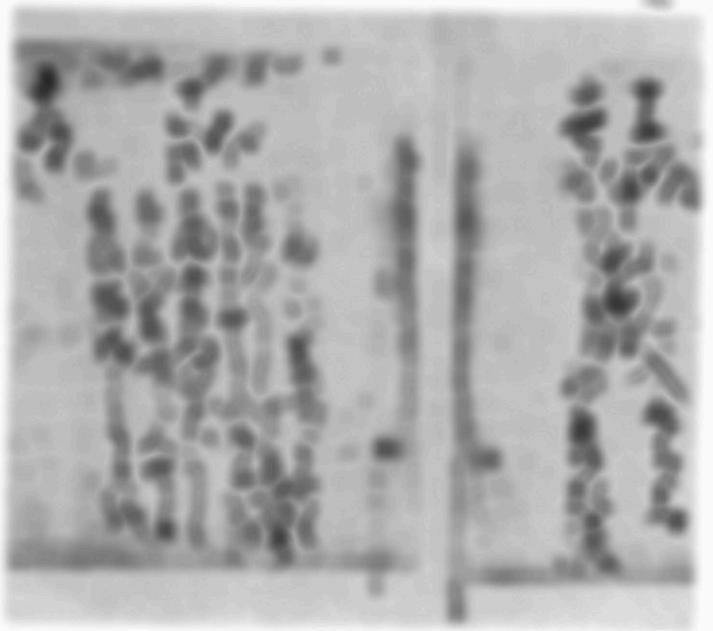
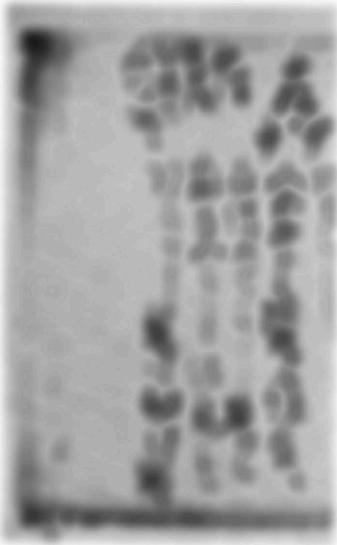
天正十七年二月十九日～二十日条

同年六月二日～三日条

天正二十年三月六日条下部書立

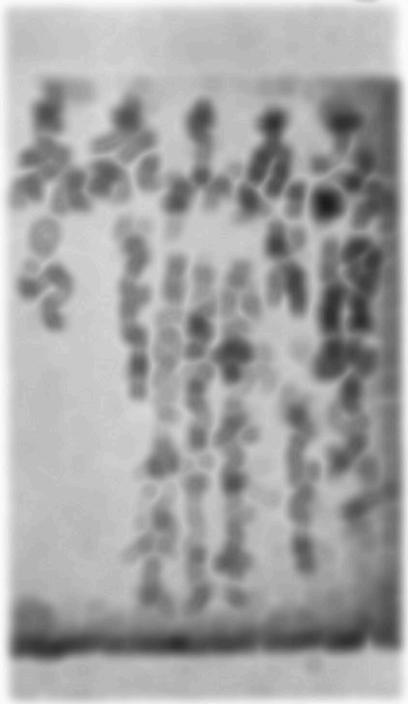
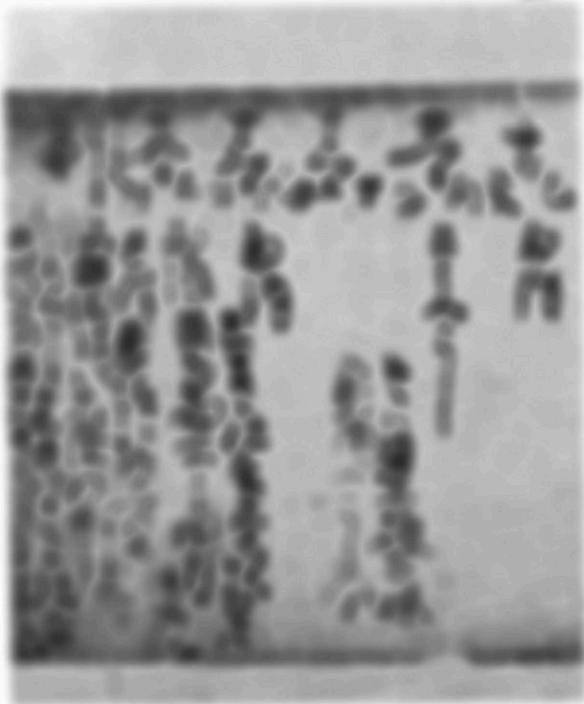
掲載写真の天正七年八月十三日条では、この条の書き入れ「十二日の事」並に系線によつて訂正された部分が、十三日条全文であるのか、「家康濱松へ御かへり候」の記事だけであるのか疑問である。筆者家忠がここに書かれてゐる家康の行動や本多左衛門の行動を鵜殿善六の談話によつて知つたのなら、十二日に訂正されるのは、家康の行動だけであるのかも知れない。

又、天正十年四月二十日条下部及び同十四年四月十二日条下部の記





— (9) —



事「上様、御ふち候大うす進上申候くら男御つれ候、身へすミノコトク、タケハ六尺二寸、名ハ弥介ト云」「上ニハ羽柴筑前妹家康へ御こし入候」二条は、記載形式から見て、その各々の日にかかる記事とは解しがたい。内容から考へても、特別の繫日が必要としないその当時の見聞を記したものとみるべきであろう。

干支の誤謬

この日記の特徴としては屢々干支に誤謬をきたしてゐる点が指摘される。連続した日付け干支の誤謬を訂正したものと認められる事例を掲げると、

- (1) 天正六年五月十三日～同十六日
- (2) 天正七年三月二十三日～(五月五日?)
- (3) 天正十年七月十八日～十九日
- (4) 天正十一年閏正月十七日～同二十二日
- (5) 天正十一年三月二日～同三日
- (6) 天正十一年六月十五日～同十六日
- (7) 天正十一年十一月八日～同晦日
- (8) 天正十二年正月二十九日～二月一日
- (9) 天正十二年二月二十五日～三月五日
- (10) 天正十三年正月二十日～同二十二日
- (11) 天正十三年十月二十日～同二十五日
- (12) 天正十三年十二月十五日～同二十九日
- (13) 天正十四年八月二十四日～九月十六日
- (14) 天正十五年十月六日～十二月六日
- (15) 天正十六年正月十一日～同二十四日
- (16) 天正十六年二月十五日～三月一日
- (17) 天正十六年九月十八日～同二十六日
- (18) 天正十七年十月十四日～十一月四日
- (19) 天正十七年十二月十六日～同二十二日
- (20) 天正十七年十二月二十五日～天正十八年正月五日
- (21) 天正十八年二月六日～同十三日

- (22) 天正十八年二月二十九日～三月十日
 - (23) 天正十八年三月二十五日～二十六日
 - (24) 天正十九年六月二十四日～二十六日
 - (25) 天正十九年八月二十八日～二十九日
 - (26) 天正二十年三月晦日～四月十八日
 - (27) 天正二十年八月七日～十日
 - (28) 天正二十一年七月十四日～八月二十七日
 - (29) 天正二十一年九月五日～同八日
 - (30) 天正二十一年閏九月十一日～同十三日(文祿三年以後略)
- の三〇例、及び干支の重複に依つて生じた誤謬を抹削して訂正せず、日付を重複させることによつて正規に戻した例、
- (31) 天正十二年七月一日～同年十一月十二日
 があげられる。

干支を誤るに至つた原因には、日付の脱漏と干支そのものを誤つた場合とがあり、後者は更に(イ)同じ干支の重複(ロ)十干の誤謬(ハ)十二支の誤謬とに分類される。

日付の脱漏による誤謬の例は、(12)・(14)・(16)・(22)・(23)・(24)・(25)に当る。しかし脱漏を起すに至つた契機としては、第(22)例の、天正十八年二月が大の月であるのを小の月と錯覚し、二月二十八日の次を晦日としてしまった例を指摘しうる以外には、その契機を推知しうる事例がない。そしてこの一日分を脱漏した場合、その訂正にあつて、まづ日付を訂正して干支を正しい対応に改めながら、一日置いて今度は干支の一日分を脱漏させてしまい、再度誤謬を侵してゐるやうな場合すら存在する。^(註一)なほこの日付脱漏の場合は、比較的長期間にわたつて誤謬を続ける傾向がある。

次に、同じ干支を重複させることによつて発生した誤謬は、例(5)・(17)・(31)のみで、その誤謬の契機は必ずしも明かではない。次に、十干の或る部分を脱漏させるか重複させることによつて干支

の組み合わせを誤る場合は、最も事例が多く、

甲乙の脱三例。例(1)・(3)・(27) 庚辛脱一例。例(26)

乙丙脱一例。例(6) 壬癸脱一例。例(9)

丙丁脱三例。例(7)・(13)・(28) 乙と丁各脱一例。例(15)

戊己脱四例。例(2)・(18)・(20)・(21) 戊重複一例。例(17)

己庚脱一例。例(19)

といふ状態である。そして甲乙・丙丁・戊己・庚辛・壬癸といふエトの組合せを例外なく脱してゐること、及び乙丙・己庚のやうにエトの組合せを無視した脱漏をも侵してゐることは注目に価する。おそらく家忠は、エトに関する知識が曖昧であり、その進め方にも充分注意してゐなかつたのではあるまいか。彼がおかしてゐるやうな十干の脱漏は、月朔干支の組合せに注意してゐる限り、直ちに気付きうるからである。そしてこのことは十二支の誤謬について検討する時尚一層明らかとなる。

家忠が十二支を誤つた事例は極めて少く、

丑脱一例。例(4)

卯脱一例。例(30)

辰脱一例。例(10)

亥を巳と誤つた例一例。例(11)

卯の重複一例。例(29)

の五例である。そしてこれらの場合はいづれも短期日の間に誤謬を訂正してをり、六日以上その誤りを継続した事例はない。これは日付一日分の脱漏や十干を誤つた事例と比較して大きな相違であり、家忠が十二支の進め方について常に注意を払つてゐたことの拠証とならう。

ところで文禄二年九月五日から同八日に至る事例(29)を見ると、

四日卯

五日丙

五日辰

六日丁辰(巳)

七日戊巳(午) (紙替り)

(八日)

七日戊(巳)

午(未)

九日庚申

○()内正。

とあつて、五日に十二支の「卯」を重複させ、さらに日付「七日」および「戊」を重複させるといふ二重の誤りを侵してゐる。この場合、五日から七日に至る、丙卯・丁辰・戊巳という組合せの干支は事実上存在しない。家忠が干支の組合せについて正しい知識があれば、当然このやうな誤謬は起しえないわけである。おそらく家忠は干支の組合せに正確な知識を持たず、専ら十二支をもつて日に相応させていたであらうと考へられる。

一般に戦国時代以来近世初頭にかけて行なはれた北条・徳川両氏および關東諸氏の文書には、元号を書かず十二支によつて年次を表示する例が多い。印判状において、元号を附せず干支のみによつて年次を表示する方法は關東地方における文書上の特色であり、しかもこの方法は比較的軽い意味の文書に用ひられてゐたと言はれる。^(註二)

十二支のみによつて年次の表示される文書はおそらくそれよりも更に軽い意味或は日常的のものだったのであるまいか。実例においては老臣・奉行衆の手形・切符・請取等事務上の案件を処理する文書に極めて多いのである。このことは十二支による年次の表示が最も日常的且一般的であり、年次の記憶が日常的には十二支によつて行なはれてゐたことの反映ではあるまいか。したがつて家忠が日付に相当する干支の組合せを重視せず、かつ組合せについて左程正確な知識を示さず、専ら十二支を重視するかの如き傾向を示してゐるのも、当時とし

てはむしろ当然の事態ではなからうかと考へられる。そして家忠の日記に特徴的な十干の誤謬は、このやうな年や日の記憶の仕方と密接に聯関するもののやうに推測される。

さてこのやうにして誤まれた干支は、何を契機として訂正されたのであらうか。当時の武家社会では曆が用ひられたであらうから、其

応用によって月末・月朔に訂正される場合が多いやうに一般には考へられるけれども、事例をみるとこの方法による訂正は極めて乏しい。

すなわち、天正十一年十一月八日から晦日に至るまでを誤り、十二月朔日己酉から正しい干支に戻つてゐる例(7)、天正十六年二月十五日から三月朔日までを誤り、二日乙酉に至つて正しい干支に戻つてゐる例(16)、また天正十三年十二月十五日から二十九日までを誤り、晦日に至つて正しい干支に戻つてゐる例(2)の三例である。ところがその反面、訂正の時期が月末・月朔に關係なく、誤謬の期間に月末・月朔を含んでゐる事例が少なからず存在し、また月朔・晦日から誤謬をおかしてゐる事例すら存在する。

さて次には、十干が一巡して同じ干が繰返す時、これを契機として訂正する場合が考へられやう。たとへば天正十二年二月二十五日から三月五日に至る例(9)が指摘される。この誤謬は、二月二十四日辛未の次に「壬・癸」を脱し、二十五日甲申としたために起つたのであるが、それは三月六日癸未の日から正しい干支に戻つてゐる。すなはち誤りをおかした日から十一日三月五日の干を記入した時、その前日三月四日の干「癸」と二月二十四日の干「辛」とが合致しなかつたために誤謬に気付いたのであらうかと想像されるのである。しかし、前に述べたやうに、家忠は干支の組合せに注意を払つてゐないのであるから、はして十一日前に遡る干に注意したか否か頗る疑問と言はざるをえない。

しかるに事例によると、干支訂正の日に擬せられる日には、行事を

催すか、他人の訪問を受けるか、又は訪問するか、或は書状を受領するか等々の記事を有する場合が頗る多いのである。たとへば、文禄二年九月五日から八日に至る例(29)では、有り得ない干支の組合せに気がかず、組合せとしては正しい「戊午」の日かその翌日に訂正をしたのであるが、その二日間の記事には、

(八日)未(勝重)
七日戊雨降(板四郎右所ニ夢想之連歌候)

ひる迄雨降

九日庚大風吹家かたふき候「普請奉行衆より京都」伏見御普請ニ
一万石ニ人足廿四人つかはし候へ由申來候

とある。八日(誤七)にはおそらく板倉勝重の連歌会に臨んだであらうし、九日に受領した普請奉行衆の折紙には当然日付けが記入されてゐたはづである。

また天正十六年九月十八日から二十六日に至る誤り(17)は、二十六日か二十七日かに訂正されたと思はれるが、この部分には、

紅梅也 さうしにてかわたひわたほし也

とてぬす人かり出候

廿六日乙(丙)當社法樂之連歌明日廿七日ニ候衆來申候竹谷衆被越候

(子)

廿七日丁丑連歌候

發句 勘左 康定

玉かきといふ斗にや菊の露
と記されてゐて、三河深溝宮の奉納連歌により連衆の集合したことが知られる。

また天正十二年七月一日から十一月十二日に及ぶ事例(18)は、小牧・長久手戦の遂行中であり、家忠も在陣中であるから特例といふべきではあるが、これが訂正の場合にも一応の理由は考へられる。即ち、こ

の訂正は、

十二日癸未 森山へこし候 (料紙表)

十二日甲申 御無事相濟候由酒左 (酒井忠次) より申來候 (料紙裏)

として、十二日の日付を重ねることにより、誤謬の原因となつた干支一日分の重複を調整してゐる。後の十二日が十三日の誤謬でないことは、このち日付及び干支に訂正がなく、十七日には岡崎城に出仕し、十二月晦日には越年のため浜松に出仕してゐることによって確認される。また後の十二日の記事の内容も羽柴秀吉側の史料によって裏付けることができる。したがって家忠が、料紙の裏面に十一月十二日を重複させて記入したのは、誤謬ではなく、正しく十二日の記事を書いたわけであつて、それは恐らく酒井忠次の触状によつて其日にかけたものであらうと想像される。記入以前に干支の誤謬に気付き、訂正の方法として日付を重複させたのか、記入後気付いてそのままにしたのか不明ではあるが、忠次の触状に触発されて誤謬を訂正するに至つたのは事実であらう。

そこでこのような観点に立つて誤謬訂正の日を点検すると、干支が誤謬の「庚申」に該当する例が多いことに注意される。即ちこの例は三一例中七例に及び、しかもその中には、月朔訂正の場合に、晦日が「庚申」に当る事例があり、同じ干の繰返す時訂正してゐる場合に、其日が「庚申」に当る事例がある。

「庚申」の日には言ふまでもなく「庚申待(守)」の民俗行事があつて、当時も広く行なはれてゐた。家忠日記の記載例では「日待」と混同されてゐる傾向もあると言ふ。「庚申待」も「日待」も一夜を眠らずに過す行事であるが家忠日記における干支の誤謬が「庚申」の日まで続き、翌日から正しい干支に戻つてゐるといふ事實は、この「庚申待(守)」の民俗行事と関係があるのではなからうか。即ち家忠は

周囲が「庚申待(守)」の徹宵の行事を行なはないことによつてその日の干支の誤謬に気付き、其翌日の日記を誌すに先立つて誤謬を訂正したのであらうと想像されるのであるが、いかがであらうか。

要するに家忠日記における干支誤謬訂正の動機には、進め方、組合せ等干支そのものに基く理論的な事由よりは、他人との接触、書状の受領、年中行事等日常的な偶然な機会が多いものの如く推測されるのである。このことは当時の三河地方における武家社会生活の心理的側面を反映するものとして興味ある問題であらう。

註一、例(2)、天正十三年十二月十五日～二十九日

註二、相田二郎氏『日本の古文書』上

註三、上杉氏・真田氏・青柳氏・北条氏等越後・信濃・関東地方の一部武将が三島曆を採用したために、これらの地方では天正十年十二月に閏月を置き、天正十一年正月に閏月を置く京曆と相違を来した事例がある。大日本史料第十一編之四。

桃裕行氏『京曆と三島曆との日の食違について』天文総報十四卷四号。

註四、例(2)天正七年三月二十三日～(五月五日?)

例(9)天正十二年二月二十五日～三月五日

例(13)天正十四年八月二十四日～九月十六日

例(14)天正十五年十月六日～十二月六日

例(18)天正十七年十月十四日～十一月四日

例(20)天正十七年十二月二十五日～天正十八年正月五日

例(28)天正二十一年(文祿二年)七月十四日～八月二十七日

註五、例(1)天正十二年七月一日～十一月十二日

註六、例(22)天正十八年二月二十九日～三月十日

例(29)天正二十年三月晦日～四月十八日

註七、羽柴秀吉の十一月十一日付書状(幸田文書(津田小)、集古文書七十二(宛所)では、織田・徳川両氏との講和が近日中に整い、凱旋するであらうと称し、十一月十三日付書状(伊木文書(伊木忠)、荒尾文書

〔池田丹後入道〕では和議の条件を詳細に報告してゐる。前者は家忠日記十一月十一日の条に「御無事の沙汰候、泰千代殿ふる舞候」とあるのと符合する。そして後者は和議の締結が十二日か十三日であったことを示すが、講和条件が詳細に記されている点から言へば講和締結は十二日であり、翌日その宣伝が他方面に多量に発信されたものと推測するのが穩当であらう。

また十一月十七日付小野木清次書状〔藤堂高〕〔宗国史〕では、秀吉は十六日に納馬と言ひ、十一月十五日付秀吉書状〔津田小〕〔幸田文書〕では、明日〔十六日〕納馬と称してゐる。ところが家忠日記十一月十六日条には、

十六日^子御無事相濟申家康御馬被入候、我等も小幡より岡崎迄越候

とあって、家康も同じく十六日納馬したことがわかる。翌十三年春の覚書〔志賀頼太郎氏所蔵文書二〕では「羽柴家康無事舊冬霜月十五日相調、互ニ納馬之事」として相引きであったことを伝えてゐるから、秀吉と家康とが同日に撤兵したことはおそらく事実であり、また戦鬪終結の具体的行動としても同時撤兵が当然である。

註八、

例(7)天正十一年十一月八日～晦日

例(13)天正十四年八月二十四日～九月十六日

例(14)天正十五年十月六日～十二月六日

例(15)天正十六年正月十一日～二十四日

例(18)天正十七年十月十四日～十一月四日

例(20)天正十七年十二月二十五日～天正十八年正月五日

例(26)天正二十年三月晦日～四月十八日

註九、

例(7)天正十一年十一月八日～晦日

註一〇、例(20)天正十七年十二月二十五日～天正十八年正月五日

註一一、窪徳忠氏『庚申信仰の研究』年譜編、『鉄山集』

註一二、窪徳忠氏「中国の信仰の影響と民俗―庚申信仰について―」日本民俗学大系八所収

略 画

家忠日記の記載上の特色には、余白に略画、花押等の描かれてゐる点があり、史誌叢書本の編者は、この略画を以て全て記録主家忠の自筆に係るものと認め、この日記の重要な特色に数へてゐる。

略画には、人物・鷹狩・鶴突き・水鳥差しなど日記の記事と連関するやうに思はれるもの、略画に解説の記事を有するもの、乗馬・斬刑・曲藝・僧・双六・将棋板・花卉・動物・鳥・虫等多種多様に及び、牛若丸の説話、猿蟹合戦の民話を略画化したものすら含まれてゐる。

しかしこれらの略画は、必しもその部分の日記の記事と同時に描かれたものではない。たとへば、天正十年十二月三日～八日条の下部に描かれた連歌懐紙には「文祿二年卯月八日」の年記があり、天正十三年十月十二日条下部に描かれた釣鐘には「天正十九年」云々の銘がある。また天正十六年五月十八日条下部には文祿四年正月の連歌懐紙が描かれてゐるなど、天正末年・文祿年間以後の書き入れが認められる。したがって略画を以て全て家忠の自筆と考へることに疑問なきをえない。

けれどもその反面、確かに家忠の筆と認められる略画も存在する。

即ち、天正九年四月二十日条の下部に描かれた人魚の図〔註三〕には、

図と日付けとの間に連絡の符号があり、確かに二十日乃至其直後描かれたものと認められる。また天正十九年八月六日条の下部に描かれた武士像には「越後殿うたひうたひ」といふ説明的記事があり、その筆蹟と日記の筆蹟とは同一である〔註四〕

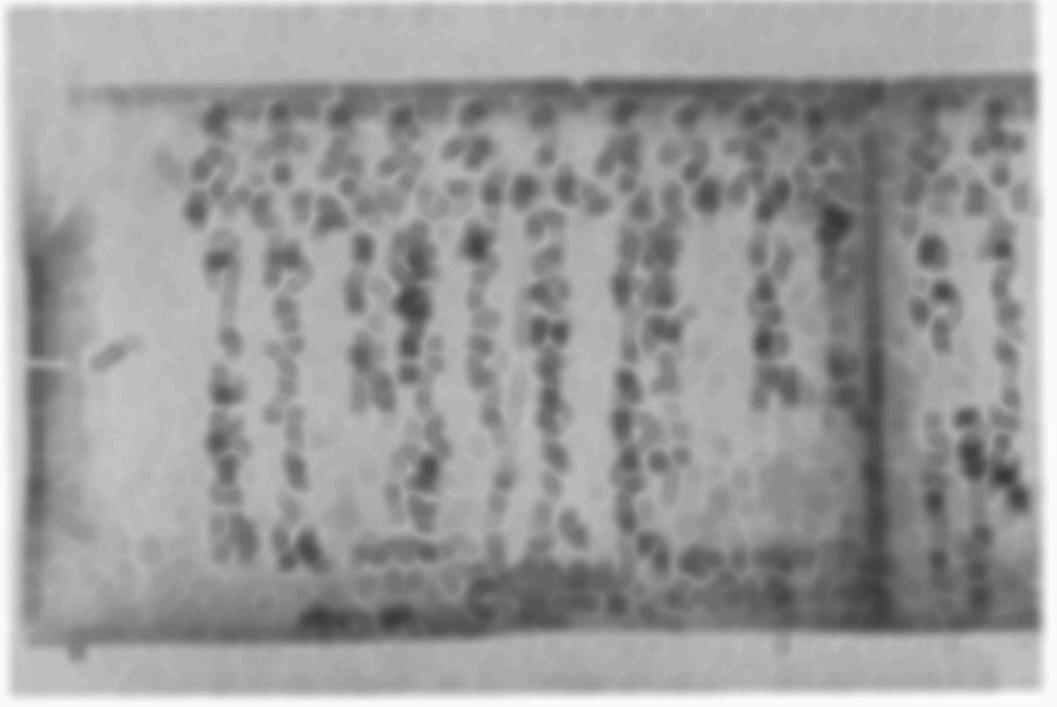
〔註五〕。さらに天正十五年四月七日条

の下部には、「源氏物語」を膝下に置き、何事かを考へてゐる武士像を描いてゐるが、日記の記事には「初時鳥」と記されてゐる。家忠はしばしば時鳥の初音に注意してゐるから、この図も時鳥の初音を聞いて

和歌或は発句を案じてゐる所に相違なく、家忠の自画像を意味するものかとも想像される。したがってこれらの略画には家忠の自筆が含まれてゐることも亦事実である。

しかるに略画と共に記入されてゐる花押について検討すると、到底家忠の所為とは考へ難い事例が存在する。即ち二六六丁と二六七丁の天正十七年三月六日、同十三・十五日条下部余白に書かれた宗易・宗瓦・紹鷗の花押は、正確な文書によって知られる当人の花押とは形態を異にしてゐる(写・4)(但し宗瓦についてはまだ正確な文書に接してゐない)。

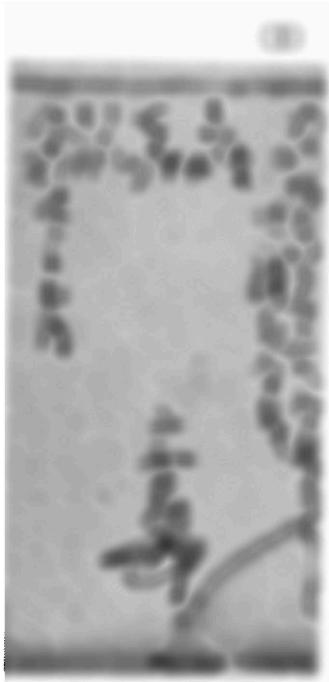
紹鷗はいふまでもなく茶人の大黒庵紹鷗、宗易は千利休であり、宗瓦は紹鷗の子で豊臣秀吉のお伽衆となつた武野新五郎であらう。(註七)宗瓦は家忠と同時代の著名人であり、家忠は京・伏見に往来し、連歌師の紹巴などと交際があるから、(註八)利休や宗瓦の花押を知らなかつたは



づはない。なほ天正十三年正月十九日条下部と天正十三年十月廿日条下部には家忠の花押(註九)に類似した花押が書かれてゐるが、これも当人の筆としては不思議である。少くとも利休・宗瓦・紹鷗の花押は後人の書き入れであつて、家忠の筆とは考へ難い。おそらく花押の類には後人の書き入れが相当多量に混入してゐることであらう。

前にも掲げたやうに、松平忠房は家忠日記について「或遭喪亂、或爲童子之翫」と述べてゐる。家忠の歿後忠房の時代に至るまでこの日記の管理が杜撰であつて、後人の書き入れや落書きなどを防ぎえない状態にあつたことは事実であらう。いま余白に描かれた略画の描法について検討すると、(一)、墨線が勁く細く引き繋り、図形をやや小型に描くもの(写真1、2)、(二)、図形は小型であるが、墨線が(一)とは異なるもの(写真5)、(三)、墨線が太く図形も大型であつて、まゝ朱・薄墨の着色を有するもの(写真6)、(四)、其他(写真7)といふやうに大別される。これらは同一人による描き方の変化とともに数人の手になる描法の相異をも示すものではあるまいか。要するにこれらの略画には家忠の自筆が存在すると同時に、後世のいはゆる落書きの類もまた混在するものといふべきであらう。

註一、八一丁裏(天正九年正月十七日~十八日条下部)



八六丁裏(天正九年四月二十日条)

一一五丁裏(天正十年七月二十日条下部)

一二四丁表(天正十年十二月二十八日~晦日条下部)

一五三丁表(天正十二年四月十八日~二十三日条下部)

三三四丁表(天正十九年八月六日条下部(他に不明二))

註二、一五三丁表(天正十二年四月十八日~二十三日条下部)

一九二丁表(天正十四年正月二十六日~二月三日条下部)

註三、この人魚の説明には、

正月廿日ニかんてんちへあかり候「安土ニ而食人をくい候」声はとのこほしと鳴候」せいは六尺二寸名は人魚云」とあり、筆蹟は日記の筆蹟に酷似してゐる。

註四、史誌叢書本ではこの記事を八月六日条に繋るものと解してゐるが、文字の位置からみて略画の説明と考へるのが妥当である。

註五、天正八年閏三月廿八日条

天正十年四月廿五日条

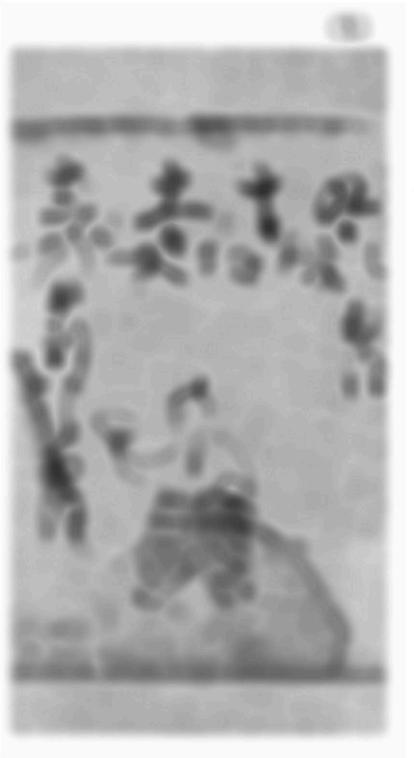
天正十一年四月二日条

天正十六年四月廿一日条

天正十七年四月一日条

天正十九年三月十六日条

天正二十一年(文祿二)年四月廿二日条



註六、千利休（不審庵所藏利休遺偈等、桑田忠親氏「利休の書簡」参照）

武野紹鷗（岡本源九郎氏所藏文書、永島徳）。「茶人花押叢」「古今茶人

花押叢」等に収載された利休・紹鷗・宗瓦の花押影は、いづれも「家忠日記」所収の形態とは異なる。

註七、桑田忠親氏「大名と御伽衆」

註八、天正二十一（文禄二）年八月十六日・閏九月二十三日・十二月十四日

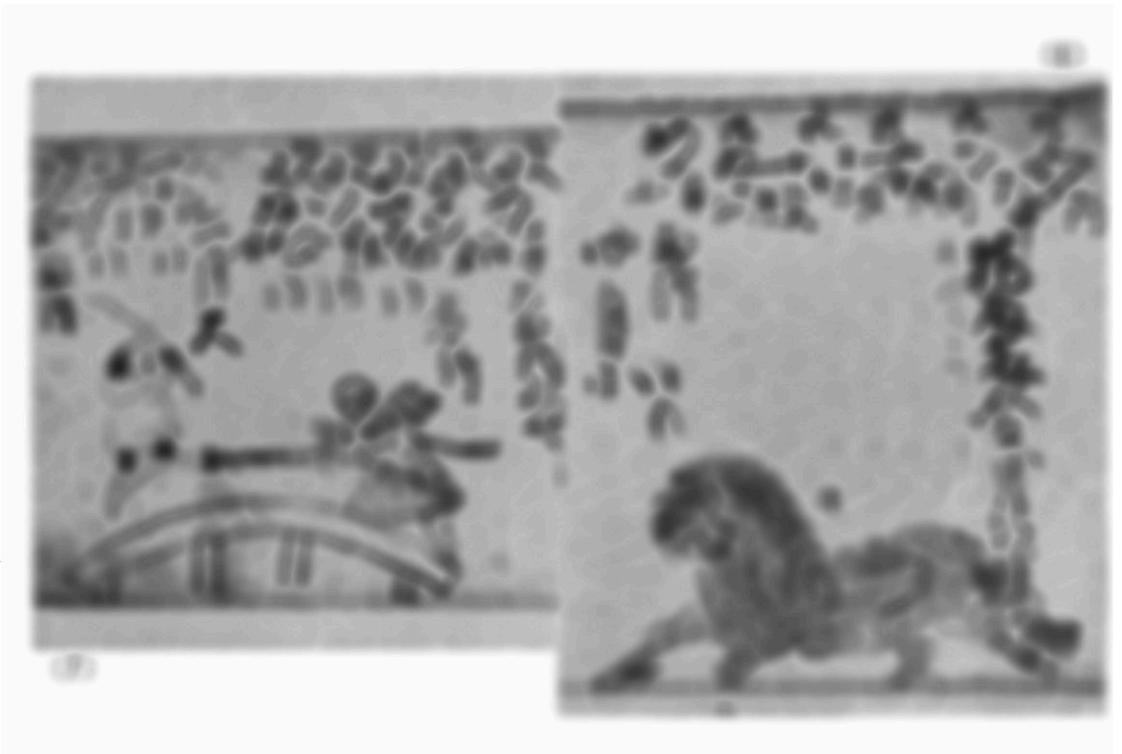
条、文禄三年四月六日・十六日条

註九、田島文書 天正十八年寅九月二十一日書状

史誌叢書本との比較

明治三十年刊行の史誌叢書本『家忠日記』は、原本を覆刻したものであるが、前に述べたやうに家忠日記の記載形式が極めて複雑であるために、誤解や脱漏があつて、原本と相違する部分が多少存在する。此等の相違部分を類別すると概ね次の如くである。

- (一)、一日そのものを脱漏させた部分。^(註一)
- (二)、日付・干支のみを覆刻し、記事を全て脱漏した部分。^(註二)
- (三)、日付・干支を脱漏した部分。^(註三)



(四) 干支を脱漏した部分。(註四)

(五) 本文の数字を脱漏した部分。(註五)

(六) 行間、上・下部等の書き入れを脱漏した部分。(註六)

(七) 全文或は一部分の記事が繋目を誤ってある部分。(註七)

(八) 原本にない記事を竄入させた部分。(註八)

(九) 略画の説明を本文に竄入させた部分。(註九)

(十) 本来は日に繋げて記載することを目的としないものの如く思はれる記事を本文に繋げてある部分。(註一〇)

そして此等脱漏の部分や、書き入れ部分の誤読の中には重要な史実に関係する記述も含まれてゐる。今回原本に接することによって、従来曖昧に扱はれ、或はまた誤解のあつた史実について新たに知見を加へえた部分もあるので、参考のため其一・二を紹介することとしよう。

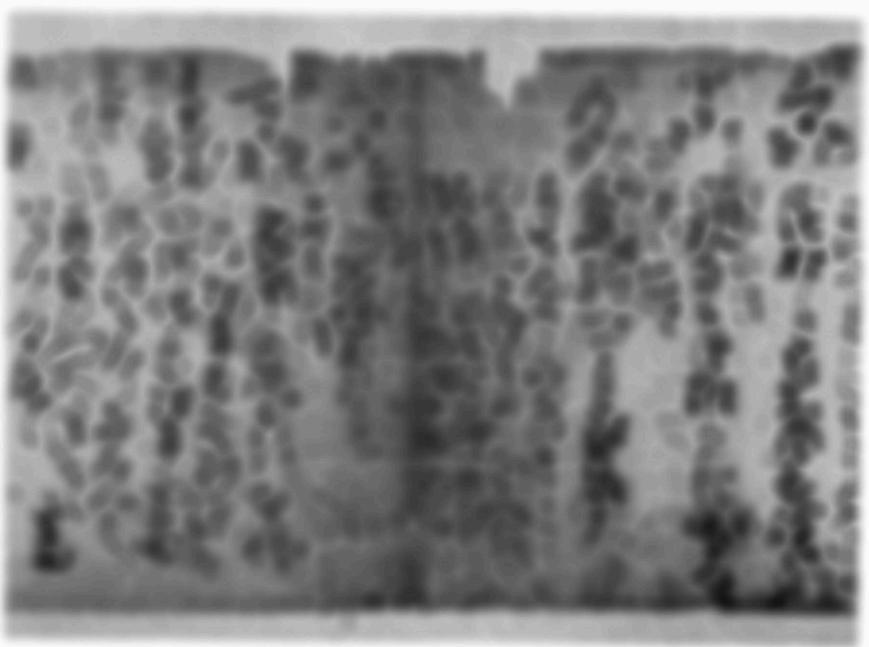
徳川信康の岡崎退城について

徳川家康の長男徳川信康の自殺は、織田・徳川両氏の政治的關係において重大な事件であるが、その具体的内容については、『三河記』に多少の説明がある以外、良質の史料が殆ど存在しない。否寧ろ、良質の史書はこの事件について筆を憚らつたかと思はれるふしがある。(註一一) 現在この事件に関する最も詳細な記録は、『駿河後風土記』であつて、

この書には武田勝頼の築山殿(家康夫人 関口氏)に宛てた密書及び織田徳姫の父信長に宛てた書状(信康の 罪状書)が収載されてゐる。しかしこの書は後世

(註一二)

の俗書であり、収載の両文書は勿論信すべきものではない。家忠日記も良質の史料の一として、信康の自殺については何等触れるところがないが、信康の岡崎退城については記載があり、この事件に関する唯一の直接的史料となつてゐる。しかるに、史誌叢書本は、この部分において重大な誤りをおかしてゐた。即ち、天正七年八月三日、家康が



浜松から岡崎に赴き、翌四日、信康を大浜に退城させることについて、「御親子被仰談候て信康大濱江御返候(八月四日)」に作つてゐる。

したがつて信康の岡崎退城は四日以前にあり、しかも四日の処置は家康・信康父子談合の結果であつたと解せられる。しかるにこの部分は原本によると(写真 参照)、

同 夜より雨降

四日丁御親子被仰様候て信長大

濱へ被退候

であつて、信康の退城は四日であり、しかも家康・信康の關係は「被仰様」即ち争論による物別れであつた。したがつて信康の岡崎退城は實質的には降伏を意味し、家康が軍備を整へて岡崎に入つたことと照応してゐる。少くとも家忠ら家臣には当時の家康・信康の關係が「被仰様」あるものとして映じてゐたわけであり、事件の發生に対して重要な意味を持つ。しかも一度「信長」と書いた字面を「信康」に訂正してゐる点は、家忠が強く信長を意識してゐたことを示し、信康の処置が信長の意志によつてゐることを言外に物語るものであらう。

ところでこれより前、六月四日の記事は、家忠日記において信康事件に触れる最初の記述であるが、史誌叢書本はこの部分を、

四日戊寅川かりニ越候、午刻より雨降、

家康濱松より信康御越しニ被越候、

に作り、家康以下の記事は意味が通じがたい。ところが原本のこの部分は(下段写)(真参照)

四日戊寅川かりニ越候、午刻より雨降、

(虫損) □家康濱松より信康御

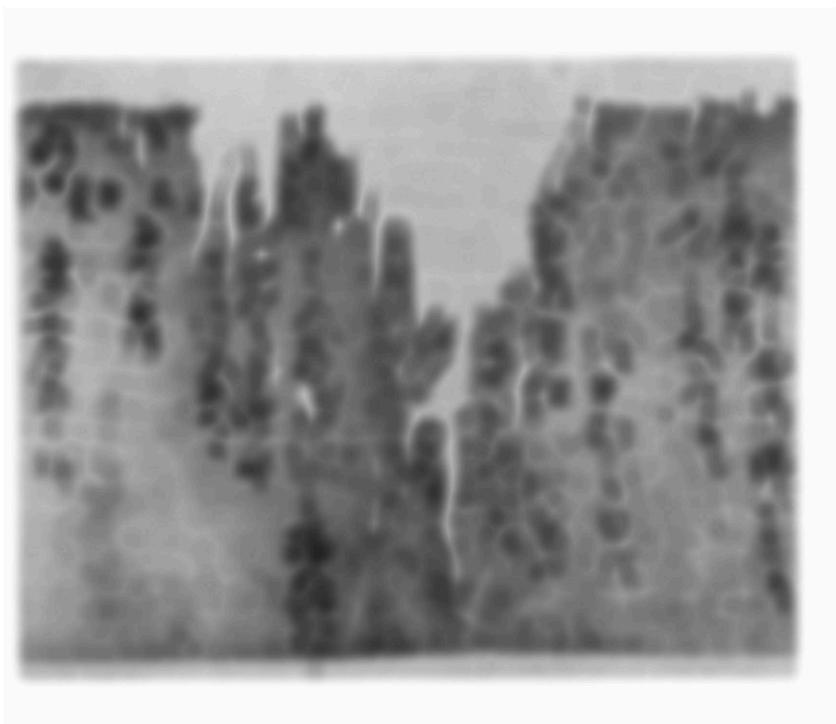
「の中なをしニ被越候、

「の時「家康御屋敷へ

「御渡し候てふかうすかへり候、

六日辰はつ龍院より楊梅越候、

となつてゐて、虫損の部分が極めて多いものゝ其概略は推測できるや



うである。

信康処罰の原因が其妻徳(督)姫(信長女)との不和にあると言ふ説明は、『御庫本三河記』・『駿河後風土記』等江戸期に成立した諸本の一致して説くところであるが、この家忠日記の記事もこれらの諸説と関連して解すべきものゝ如くである。即ち「中なをし」の語は、信康・徳姫の「仲直し」と解することが可能であつて、「信康御」の次に

はおそらく徳姫をさす文字があり、そして家康は六月四日或は五日頃に兩人の和解について懸命の努力を払つてゐたやうに解せられるのである。もともと信康の処断は、家康の老臣酒井忠次が七月十六日安土(註一五)に伺候した際、信長から直接指示されたのであらうから、六月初めにはなほこの悲劇を回避しうる可能性があつたのであらう。そのため家康の努力がこの六月四日の記事ではなからうか。今数歩を譲つて、この四日の記事を家康と信康との仲直しと解釈する立場に立つても、家康と信康とが不和であり、しかも家康が其和解に積極的であつたといふ事情は、信康の陰謀説を裏付ける一傍証とならう。即ち織田氏との連携によつて領国を保全しやうとする家康と、武田氏との提携に踏み切らうとする信康との政治的判断の相違が親子不和の基本的な原因であり、この政治的立場の相違が、信康を失脚自滅させる根本的な素因であつたと解釈しうることの一徴証となるからである。

佐々成政の浜松訪問について

天正十二年十二月、越中富山城の佐々成政が立山連峯を踏破し、信濃を経由して浜松に家康を訪ひ、ついで織田信雄と会談して再び富山に帰つた事件は、小牧・長久手戦直後における佐々成政の地位、又羽柴対徳川両氏の對抗関係及び秀吉の越中征伐の前提条件となる事件として政治的に重要な意味を持つ。しかるにこの事件に関する良質の史料は『家忠日記』と『当代記』とがあるのみで、他は全て江戸時代の編纂書に過ぎない。そして史誌叢書本の『家忠日記』はこの部分を、

(天正十二年十一月)

廿五日丁卯越中之佐々藏助濱松へこし候

廿六日戌辰信雄様御鷹野ニ御座候、御禮申候。吉良にむかひにてふる

舞候

に作つてゐる。そして『家忠日記増補追加』九は、この件を全て十二月二十五日に繋げ、

十五日、濱松ノ城ニ於テ大神君信雄ヲ享シ玉フ略下

廿五日、信雄暇ヲ大神君ニ告テ濱松ヲ發ス、時ニ大神君三州吉良ニ放鷹アルヘキノ由ヲ命セラレ、酒井重忠案内者トシテ信雄ヲ伴フ、松平主殿助家忠、大神君ノ御旨ヲ奉テ深溝ノ城ヨリ吉良ニ至テ信雄ヲ饗應ス、

此日、越中國佐々陸奥守成政、大神君ノ麾下ニ屬センコトヲ請テ濱松ニ来ル、略下

と記述してゐるが、信雄の放鷹その他を二十五日にかけてゐる点を除けば『家忠日記』の記事をほとゞ正当に理解し、敷衍したものと認められる。しかるに『当代記』三には、この件を、

(天正十二年)

「同十一月、佐々陸奥守濱松へ下、于時信雄吉良鷹野シ玉フ、於彼地上下信州ヲ通、」に作り、成政が吉良に於て信雄に面謁したことを伝へてゐる。そこでこの部分を家忠日記原本についてみると(次頁写、真参照)、

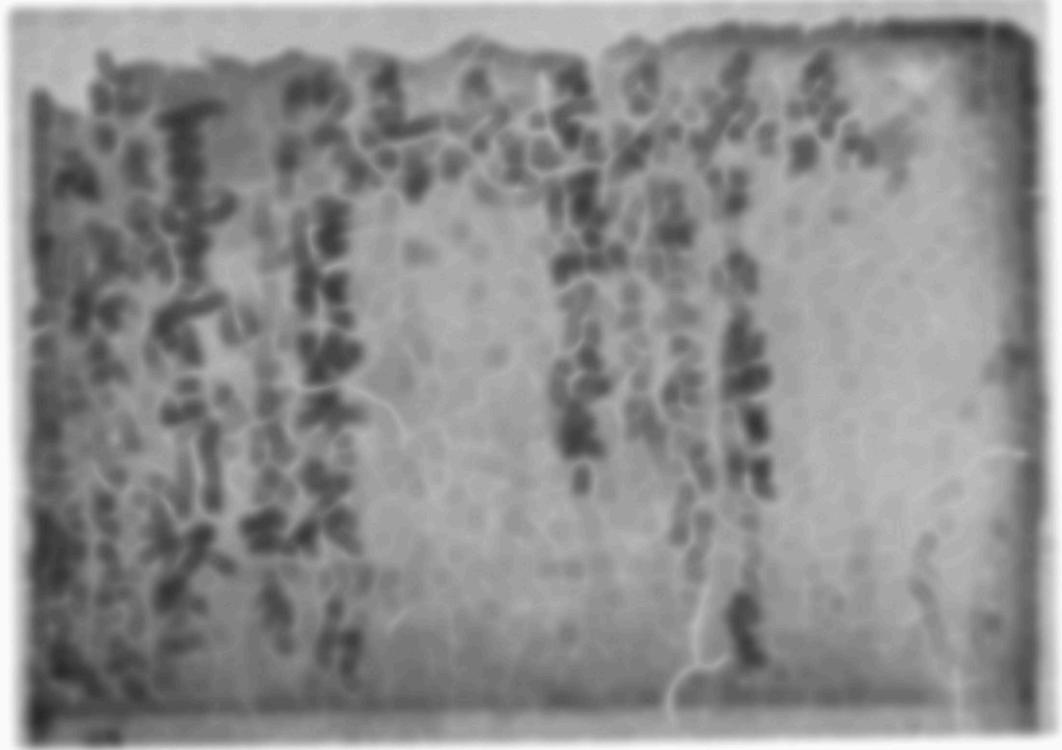
廿五日丁卯越中之佐々藏助濱松へこし候て吉良ニ

廿六日戌辰信雄様御鷹野ニ御座候御禮申(虫損)

むかひにてふる舞候

とあり、史誌叢書本の形体とは相当異つてゐる。そして、(一)、「信雄様」以下の記事は何日条に繋るか、(二)、二十五日条の「吉良ニ」は次行のどの部分に接続するか、の二点について疑問を懐かざるを得ない。

次頁の写真で見ると、二十五日条の「吉良ニ」の字体はこゝで墨が改つてゐる。しかも字形が本文と同形の大きさであるから、次頁の虫損部分に対する書き入れ、或は虫損部分の補正と考へるのは適当でない。したがつて「吉良ニむかひにて振舞候」と読むのは妥当ではない。また虫損部分は、「信雄様」云々行の最下端に、特に間隙を置か



ず接続してゐて、前行の「吉良ニ」からこの虫損部分に接続すると考へるのはやゝ根拠薄弱のやうである。そして虫損上部向つて左端に墨痕、中央向つて左端に墨痕二、虫損の別れる部位向つて右端に墨痕一、その下部中央寄りに墨痕一が残っている（写真参照）ところをみると、こゝに恐らく四字があり、最上部は本文右寄りに書く字と推測される。してみるとこの四字は「ニこし候」或は「御こし候」の四字ではないかと推測される。したがつてこの部分は、

(一) 越中之佐々藏助浜松へこし候て、吉良ニ信雄様御鷹野ニ御座候、

御礼申ニこし候、むかいにてふる舞候、

と読むか、或は、

(二) 越中之佐々藏助浜松へこし候て、吉良ニ信雄様御鷹野ニ御座候、

御礼申ニ御こし候、むかいにてふる舞候

と読むか、いづれかであらう。

ところで家忠日記のこの部分の料紙には天正十二年十二月廿四日から天正十三年正月一日まで記載されているが、二十四日から二十六日までは略々同じ字体が続き、「二十七日」・「二十九日」・「天正十三年」年記は墨を改めて書いたらしく、濃墨でやゝ太目の字体になつてゐる。しかるに二十七日の記事は、墨を改めて日付と一筆で書いてゐるにかゝはらず、

廿七日 巳保々江おいち祝言候

廿八日 庚午

と繫目を二十八日に訂正してゐる。即ち二十七日以後の記事は、少くとも二十九日以後一括して書かれた追記にかゝること明かである。したがつて二十六日迄の記事と二十七日以後の記事とは記入時点に或る程度の隔たりを持つてゐるわけで、二十四・二十五・二十六日も字体が同じであるだけに一括して書かれた可能性がきわめて多い。したがつて佐々成政に関する記事は二十五日、二十六日に分割しうるか否か

すこぶる疑問であり、特に(一)・(二)のように解説した場合には全文を二十五日条にかかると解すべきである。『家忠日記増補追加』がこの件を全て二十五日にかけてあるのも全く根拠がないわけではなからう。ただしこの書は佐々成政の織田信雄訪問を後日とし、場所も清洲としているからこの条を全て家忠日記に拠って記述したものでないことは明瞭である。いま(一)・(二)のごとき読み方を採るとすれば、佐々成政と織田信雄との面会場所が三河吉良であつたことは『当代記』のみならず、家忠日記によっても立証しうることで、これを後日にかける纂物の説が俗伝に過ぎないことはおのづから明瞭である。

またこのような立場に立つと、家忠が饗応した人物が織田信雄であつたのか佐々成政であつたのか疑問となるであらう。しかし(一)・(二)の如き意味に解釈するとすれば、家忠は、信雄・成政面謁の際の饗宴を担当したのであつて、いづれか特定の個人を饗応したのではない。これはこの事件について家忠が重要な任務を担当したことに外ならず、注目すべき史実と言ふべきであらう。

註一、天正五年十月八日・九日・十一月十九日・十二月二十六日

天正七年二月一日・二月・四月二十一日・五月二十四日

天正八年九月二十九日

天正九年六月二十九日

天正十三年四月二十九日

文祿三年三月二十日・八月八日

註二、天正六年四月十一日・天正八年八月二十八日

天正九年二月三日

天正十年十月十三日

天正十二年五月十三日・十八日・八月十日

天正十三年三月十九日・八月十九日

天正十六年五月六日

天正十九年十一月十七日

天正二十年五月二十日・二十四日

文祿二年三月二十二日・五月十九日
註一・註二・註四ともに、文祿三年九月二十二日以後の部分は断簡なので註記しない。

註三、天正十三年四月二十九日

天正十六年四月三日

文祿三年二月十三日

註四、天正六年七月二十三日

天正七年三月十二日

天正九年八月晦日

天正十五年四月十二日

天正十八年五月四日

天正十九年正月十一日

註五、天正五年十一月十日

天正七年六月四日・十月二十五日

天正八年閏三月十六日・九月二十七日・十二月二十日

天正九年正月十一日

天正十年二月二日・三月五日・八月一日・十月二十一日

天正十一年正月十八日・八月二十五日

天正十二年十月十六日

天正十三年八月一日・九月五日

天正十四年正月二日

天正十五年正月十三日・五月十七日

天正十六年四月二十一日・八月七日・九日・九月五日

天正十七年五月十五日

天正十八年三月十六日・十月九日

天正十九年三月十四日

天正二十年九月二十五日

文祿二年正月七日・三月三日・十五日・五月二十六日・九月二十五日

・閏九月十一日・二十三日・十月三日・十一月二十二日・十二月九日

文祿三年二月五日・三月三日・四月十六日・五月二十日・七月晦日・八月八日

註六、天正六年正月十一日・十四日・二月二十六日・四月四日・十一日・十一月十五日

天正七年八月十二日

天正八年二月十八日・五月二十八日・七月一日・九月一日

天正九年十月二十九日

天正十年正月二十五日・三月十一日・五月十二日・六月十五日・八月六日

天正十二年三月十九日

天正十三年十一月十三日

天正十四年二月八日・五月五日・十月十七日

天正十六年四月三日・九月二十六日

天正十七年六月三日・七月八日・十二月二十二日

天正十八年二月十日・四月十七日・六月十六日・七月六日

天正十九年閏正月九日・五月十五日・六月十五日・八月九日・十月二十七日

天正二十年二月二十二日・四月二十二日・十月十九日・十一月二十日

・十二月二日・二十六日・二十八日

文祿二年正月十七日・四月二十四日・五月十七日・八月九日・九月一日

日・十日・閏九月三日・十五日・十月五日

文祿三年正月十四日・二月五日・二十二日・四月八日・五月二十日

天正七年四月一日・二日（一部）

同 七年八月十二日・十三日（一部）

同 九年四月十四日・十五日・十六日・十七日

同 十三年十月二十九日・二十八日（一部）

同 十六年四月二日・三日（一部）、八月十八日・十九日

同 十七年二月七日・八日、十九日・二十日（一部）

同 年六月二日・三日（一部）

同 十八年九月二十七日・二十八日

同 十九年正月七日・六日（一部）

同 年六月二十三日・二十四日、二十四日・二十五日

文祿二年四月十二日・十一日

同 三年三月二十六日・二十五日（一部）

註八、天正八年十二月二十七日

註九、天正十九年八月六日

註一〇、天正十年三月二十六日・二十七日・二十九日・晦日（一部）四月十九日、二十八日、二十九日（一部）、十一月十二日・二十一日（一部）

天正十四年四月一日（一部）、十二日

註一一、太田牛一は信康の行動を軍記『安土日記』では「逆心」と称し、

『原本信長記』では「狂亂」と書き、『信長公記』ではこの項を除去し

てゐる。著作の時期が新しくなるに従って記事を憚かつたものと考へ

られる。（新訂 増補 国史大系月報三六所載拙稿「安土日記・信長公記」参

照）

註一二、『改正駿河後風土記』序

註一三、家忠日記、天正七年八月五日・六日・七日条

註一四、前掲『安土日記』には、

去程に三州岡崎三郎殿逆心之雜説申候、家康并年寄衆上様へ對申無

勿躰御心持不可然之旨異見候て、八月四日ニ三郎殿を國端へ追出し

申候、

とあり、家忠の見解とも相通じてゐる。この牛一の立場は恐らく織田

氏側に立つての見解であらうが、父子意見を異にしてゐると見る点に

おいて家忠日記と安土日記とは合致する。

註一五、原本信長記第十二、天正七年七月十六日

註一六、御庫本三河記、朝野旧聞衰藁所収柳營外戚婦女伝